

益田市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年3月

益田市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年に入って、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年5月に関係機関と連携し、各小・中学校の通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、益田市通学路安全推進会議（以下、推進会議という）において、「益田市通学路交通安全プログラム」を策定しました。今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

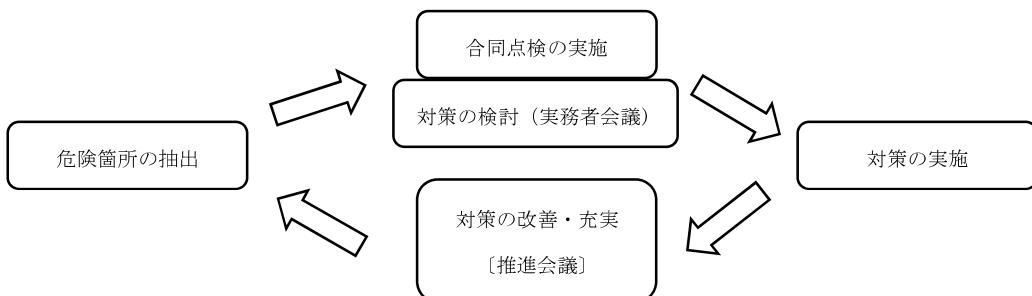
※ここでいう通学路とは、小学校においては「集団登校の集合場所から学校までの経路」中学校においては、「個々の生徒が申請し、学校が承認した経路」とします。

2. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果を把握し、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。なお、合同点検を実施せずに対策を検討する場合も同様とします。



(2) 危険箇所の抽出

各小・中学校は通学路点検を実施し、危険箇所の抽出を行い、推進会議に報告します。

（教職員、児童生徒、保護者、自治会、警察等の関係者で点検を実施）

(3) 実務者会議の開催

各学校から報告を受けた危険箇所について通学路安全推進会議構成団体の実務者により、対応を協議します。

- ・合同点検を実施する箇所
- ・合同点検を実施せず、安全対策（ソフト面、ハード面）を行う箇所

- ・対策済みまたは対策予定となっている箇所

(4) 合同点検の実施

協議の結果、合同点検が必要な場合は、小・中学校区ごとに合同点検を行います。

(教育委員会、警察、道路管理者、学校、保護者、自治会等で点検を実施)

(5) 対策の検討・実施・報告

合同点検等の結果から明らかになった対策必要箇所について、それぞれの機関において、箇所ごとに対策を行います。ハード面では、防護柵設置や路面標示等の対策を、ソフト面では学校と関係機関が連携して交通規制や交通安全教育のような対策を行います。

対策の実施内容については、安全対策が円滑に進むよう学校、関係機関が相互に報告します。

(6) 対策の改善・充実

合同点検の結果等を踏まえて、推進会議を開催し、対策内容の改善・充実を図ります。

3. 危険箇所に関する情報共有

小・中学校ごとの点検結果や対策内容等については、関係者間で認識を共有するとともに、別添①通学路の危険箇所対策一覧表、別添②通学路の危険箇所票を作成し、下記資料について公表します。

【公表資料】

通学路の危険箇所対策一覧表

通学路安全対策年間スケジュール

時期	活動内容
4月中旬	○推進会議の開催（前年度の対策結果の集約、取組についての意見交換、対策の実施スケジュール等の確認）
4月下旬	○各小・中学校に通学路危険箇所の抽出依頼【事務局】
5～6月	○学校ごとに通学路点検の実施、危険箇所の抽出→報告（～6/20） 【学校、児童生徒、保護者、自治会、警察等】
6月下旬	○実務者会議の開催（今後の対応について協議） 【警察、道路管理者（国、県、市）、危機管理課、学校教育課】
7～10月	○合同点検の実施【学校、保護者、自治会、警察、道路管理者、危機管理課、学校教育課等】 ○対策の検討、実施【各関係機関】
随時	○対策結果等の情報共有【各対策実施機関→推進会議構成機関、対象の学校】 ○ソフト対策実施状況の報告【対象の学校→事務局】
11月中旬	○実務者会議の開催（対策結果の集約） 【警察、道路管理者（国、県、市）、危機管理課、学校教育課】
12月初旬	○危険箇所対策等の公表【事務局】

